



# 住宅用家屋証明書

(租税特別措置法第72条の2、第73条、第74条、第75条関係)

租税特別措置法施行令

- 第41条
  - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
    - 新築されたもの
    - 建築後使用されたことのないもの
  - 特定認定長期優良住宅
    - 新築されたもの
    - 建築後使用されたことのないもの
  - 認定低炭素住宅
    - 新築されたもの
    - 建築後使用されたことのないもの
- 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

下記の家屋 ( 年 月 日 {  新築  取得 } ) が、この規定に

該当するものであることを証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
家屋番号	
取得の原因 (移転登記の場合のみ)	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 競落
備考	

令和 年 月 日

兵庫県三木市長 仲田 一彦